

## 入札監視委員会議事概要書

開催日時	平成27年7月31日(金) 午後1時40分		
開催場所	常陸大宮市役所 3階 行政委員会室		
出席委員	飛田 悦正      宮崎 忠恒      桑田 康司		
抽出案件	6件	(議事) 1 入札契約の運用状況について 2 審議対象工事の抽出結果について 3 審議対象工事の審議について	
一般競争入札	2件		
指名競争入札	3件		
随意契約	1件		
	意見・質問	回答	
委員からの意見・質問及びそれに対する回答	1 入札契約の運用状況について <b>【入札制度改正】</b> 電子入札について、平成26年10月より試行されているが、本採用の見通しはいつから？		電子入札については、平成26年10月起工分より、設計金額200万円以上の建設工事に係る一般競争入札にて試行を開始し、平成27年4月以降は、設計金額500万円以上の建設工事に係る指名競争入札及び設計金額50万円以上の建設コンサルタント業務に係る指名競争入札へと対象範囲を拡大しております。 平成28年4月からは、設計金額130万円以上の建設工事に係る指名競争入札へと対象範囲を拡大する予定で、これにより建設工事及び建設コンサルタント業務における入札対象案件については、全案件が電子入札の対象となる予定です。 なお、本採用については、今後実績等を検証し決定していく予定としております。
	電子入札と郵便入札の差及び優位性はなにか？		
	不調・中止となった入札案件が2件見受けられるが、再度入札はするのか？また、不調・中止となった要因は？		
			電子入札のメリットとしては、関係書類のペーパーレス化によりコスト削減が図れるほか、事務手続きにおいてもより透明性及び効率化を図ることができるものと考えます。
			不調・中止となった案件ですが、不調となった案件については、設計上の課題等を見直した上で、改めて入札を行い、工事については完成しております。中止となった案件についても、再発注に向け現在準備を進めております。 不調・中止となった要因としては、いずれも現場状況や作業条件がこちらの想定より厳しいものであったことが考えられます。

## 2 審議対象工事の抽出結果について

### 3 審議対象工事の審議について

#### 【一般競争入札】

緒川中学校太陽光発電システム設置工事

(教育委員会事務局学校教育課)

郵便入札は、最低価格入札者のみ参加資格を確認とあるが全者確認する必要はないのか？

#### 【一般競争入札】

第26-11-110-0-003号

大桂大橋橋梁耐震補強工事

(経済建設部都市建設課)

当初工期76日を、協議に時間を要したため270日間延長しているが、協議に時間がかかりすぎるのではないのか？

参加要件に地域性とあるが地元業者を考慮しているということか？

#### 【指名競争入札】

26市単簡水第3-2号

緒川浄水場改修工事

(上下水道部水道課)

工事金額では格付けAの業者が指名対象になると思うが、1者格付けBの業者が入っているがその理由は？

#### 【指名競争入札】

26道改第0188-001号

市道1-8号線道路改良舗装工事

(経済建設部都市建設課)

工期変更理由で、電柱の移設に時間を要したとあるが、93日間の工期延長は適正か？

一般競争郵便入札については、事後審査方式としているため、最低価格者のみ審査を行っております。なお、最低価格者が審査で無効となった場合は、次順位者の審査を行うこととなっております。

河川管理者とは、前年度より工事施工に向けて協議を行ってききましたが、協議の後半に現場に隣接する土地所有者等へ工事を実施することを事前に周知するよう要請され、了承をいただくのに想定以上の時間がかかったことから、工期の延長は妥当と判断しております。

本案件は、橋梁の耐震補強工事であり、現状では市内業者の施工実績が乏しいため、市内業者の育成を目的として地域性を含め要件設定したものです。

水道工事における格付けAの業者は12者ありますが、そのうちの1者が手持ち工事の状況により、指名することが不可能だと判断しました。規定上では、格付け枠を超えて指名することは可能とされていることを踏まえ、現場に隣接する格付けBの上位業者を加えて規定の指名業者数を確保したものです。

現場の電柱には、光ケーブル・電話・電力等が共架されており、各々の担当会社が現場での立会後に移設のための設計に入りましたが、移設完了が遅延したことに加え、現場条件から電柱を避けての工事先行も困難であったため、工期延長について

<p><b>【指名競争入札】</b>  第26-26-132-0-004号  若林地内市道1-8号線配水管布設替工事  （上下水道部水道課）  意見・質問なし。</p> <p><b>【随意契約】</b>  第26-22-130-0-003号  大宮中学校校舎大規模改造工事  （教育委員会事務局学校教育課）</p> <p>工事施工中であったため、同一請負人の施工が好ましいとは思いますが、金額面で一般競争入札にかけた場合と比較して随意契約で問題なかったのか？</p> <p>他市町村において、随意契約で執行した案件に対し、住民監査請求を受けたものがあるので、随意契約をする際は、妥当性や理由等を十分に検証の上執行していただきたい。</p> <p><b>4 その他</b></p> <p>全案件の中で指名競争入札が一番多く見受けられるが、今後一般競争入札対象要件を拡充していくことを検討していただきたい。</p> <p>工事の変更契約については、その理由によりやむを得ないものもあると思うが、発注時に十分精査することで防げるものもあると思うので、その点を心がけていただきたい。</p>	<p>はやむを得なかったものと判断しております。</p> <p>本工事は、施工中の本体工事との擦り合わせが必要であり、かつ工期短縮・経費節減が見込めたため、本体工事業者と随意契約したものであります。単独で一般競争入札に付した場合と比較しても、諸経費率の調整を行った上で発注していること及び落札率を見ても問題なかったものと判断しております。</p>
<p>委員会による意見の  具申又は勧告の内容</p>	